

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第27号

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所得制限の額)</p> <p>第3条 条例第3条第3号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配偶者<u>(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u>又は扶養義務者<u>(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者その他障害者を前条第2項各号に掲げる法律に基づく被扶養者とする被保険者。)</u>の所得は、扶養親族等の有無及び数に応じて、施行令第8条第1項において準用する施行令第2条第2項に定める額</p> <p>2 (略)</p>	<p>(所得制限の額)</p> <p>第3条 条例第3条第3号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配偶者又は扶養義務者の所得は、扶養親族等の有無及び数に応じて、施行令第8条第1項において準用する施行令第2条第2項に定める額</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)